

一般財形預金

(2023年1月4日)

1. 商品名	財産形成期日指定定期預金[通称:一般財形預金]
2. ご利用いただける方	○勤労者の方(年齢制限はありません)
3. お預入期間	○3年以上の期間にわたって年一回以上定期的に積立。
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)最低お預入金額 (3)お預入単位	○給与・賞与からの天引きまたは財形給付金による積立。 *期日指定定期預金でお預りします。 ○100円 ○1円単位
5. 払戻方法	○各預入分1口のお預け入れ日(または継続日)から、1年経過したものの合計残高の範囲内で全部または一部(1万円以上の金額指定)を払い戻します。
6. お利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)お利息への課税 (5)金利情報の入手方法	○各預入分1口のお預入日(または継続日)における店頭表示の一般財形預金の利率を適用します。 ○各預入分1口について、期日指定定期預金の利払方法に準じます。 ○付利単位を100円、1年を365日とした日割計算で、1年複利の方法により計算します。 ○お利息については、お客さまが居住者である個人の場合は2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間のお受取に際し、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税金が源泉徴収され、源泉分離課税となります。 ○金利は店頭または当行ホームページにてご確認ください。
7. 手数料	○ございません。
8. 付加できる解約に関する事項	○ございません。
9. 中途解約時のお取扱い	○各預入分1口のお預入期間に応じ期日指定定期預金の中途解約のお取扱いに準じ、期限前解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 付加できる特約事項	○ございません。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関(金融ADR機関)	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことであります。
12. その他参考となる事項	○財形預金は企業と北洋銀行が提携する積立預金です。 ○総合口座の担保としては利用できません。

- | | |
|--|--|
| | <p>○お預入残高を6か月に1回以上書面によりご通知します。</p> <p>○この預金は、預金保険制度による保護の対象となります。
(ただし、決済用預金以外の他の保護対象預金と合算して、1預金者につき1,000万円までの元金とその利息が保護されます。)</p> |
|--|--|